

一定の病気にかかっている方及び そのご家族の皆さん等へのお願い

急な発作などにより自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気



**仮免許の取得前に、
必要に応じて、警察に相談して
ください。**

都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。

仮免許の取得、運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。

申請書には、病気の症状の申告欄があります。

体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪い時など。

運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けています。



全国の相談窓口は、「二次元バーコード」又はURL
http://www.npa.go.jp/mobile/anna/311_02Bakuin1.htm
をご覧ください。

千葉県警察 運転適性相談窓口

千葉運転免許センター 1階 TEL: 043-274-2000
流山運転免許センター 1階 TEL: 04-7147-2000